

# 定 款

一般社団法人

こどもの居場所サポートおおさか

# 定 款

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人 こどもの居場所サポートおおさか と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を大阪市に置く。

(公告の方法)

第3条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 当法人は、「子ども自身が主体となり、自分の責任で自由に遊ぶ」を指針とした子どものための冒険遊び場づくりを、地域の市民の協力を得て推進すると共に、子どもの遊びと子育ての環境をよりよくするための啓発事業等を行い、子どもたちが地域ですこやかに育つことができる街づくり環境の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第5条 当法人は、前条の目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 冒険遊び場の企画、運営及び実施事業
- (2) 冒険遊び場や遊び環境づくりに関する調査及び研究事業
- (3) 冒険遊び場や遊び環境づくりに関する普及及び啓発事業
- (4) 冒険遊び場や遊び環境づくりに関する人材育成事業
- (5) 遊びを通じた子どもの健全育成事業
- (6) 食を通じた子どもの健全育成事業
- (7) 「子育て、子育てにやさしい町・にしなり」を目指したまちづくり事業
- (8) 子どもの遊びと子育て環境をより良くするための広報啓発事業
- (9) 子どもから大人までみんなが集える居場所づくり推進事業
- (10) 地域及び国内外の関連団体との相互連携及び交流事業
- (11) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

### 第3章 社員及び会員

#### (種別)

第6条 当法人に次の会員を置くものとする。

##### (1) 正会員

当法人の目的に賛同して入会した個人又は法人等の団体。

##### (2) 賛助会員

当法人の事業を賛助するために入会した個人又は法人等の団体。

2 前項の会員のうち、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

#### (入会)

第7条 当法人の正会員になろうとする者は、別に定めるところにより申込みをし、社員総会の承認を受けなければならない。

2 当法人の賛助会員になろうとする者は、別に定めるところにより申込みをし、代表理事の承認を受けなければならない。

#### (入会金及び会費)

第8条 正会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費（以下「会費等」という）を納付しなければならない。

2 賛助会員は、社員総会において別に定める会費等を納付しなければならない。

3 既納の会費等は、返還しないものとする。

#### (退会及び会員の資格喪失)

第9条 会員は、別に定める退会届を当法人に提出し、任意に退会することができる。

2 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

(1) この定款その他の規則に違反したとき

(2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき

3 会員は次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 前条に定める義務を1年以上履行しなかったとき

(2) 総社員が同意したとき

(3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。

## 第4章 社員総会

### (構成)

第10条 社員総会は、全ての正会員をもって構成する。

### (権限)

第11条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 計算書類等の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

### (開催)

第12条 社員総会は、定時社員総会として毎事業年度末日から3か月以内に開催するほか、必要がある場合に臨時社員総会として随時開催する。

### (招集)

第13条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集する。

2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

### (議長)

第14条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。

### (議決権)

第15条 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

### (決議)

第16条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 社員の除名
- (2) 定款の変更
- (3) 解散
- (4) その他法令で定められた事項

(議事録)

- 第17条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第5章 役員

(役員)

- 第18条 当法人に、次の役員を置く。
- (1) 理事 3名以上8名以内
  - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち、1名を代表理事とする。

(役員を選任)

- 第19条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。
- 2 代表理事は、理事の互選によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

- 第20条 理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。
- 2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。

(監事の職務及び権限)

- 第21条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

- 第22条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社

員総会の終結の時までとする。

- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事若しくは監事が欠けた場合又は第18条第1項で定める理事若しくは監事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第23条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する決議は、総社員の半数以上であつて、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(役員報酬等)

第24条 理事及び監事の報酬、賞与其他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

## 第6章 基金

(基金の拠出等)

- 第25条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。
- 2 拠出された基金は、当法人が解散するまで返還しない。
  - 3 基金の返還の手続については、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

## 第7章 資産及び会計

(事業年度)

第26条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

- 第27条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
- 2 前項の書類については、主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第28条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類については、その内容を報告し、第3号から第5号までの書類については、承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(剰余金の不分配)

第29条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

## 第8章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第30条 この定款は、社員総会における、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

(解散)

第31条 当法人は、社員総会における、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議その他法令に定める事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第32条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、当法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第9章 附則

(最初の事業年度)

第33条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成30年3月31日までとする。

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第34条 当法人の設立時社員の氏名又は名称及び住所は、以下のとおりとする。

大阪市西成区津守三丁目5番47号

小山 憲一

大阪市西成区津守三丁目2番31号

横田 弘美

大阪市西成区天下茶屋東二丁目14番33号

小川 伸城

大阪市西成区津守二丁目6番4号

岩切 さよ子

大阪府羽曳野市郡戸252番地の14

黒井 美智子

大阪市西成区岸里東一丁目27番15号

岡村 博之

大阪市西成区津守一丁目9番15号

梅村 登志和

大阪市西成区南津守三丁目1番48号

比嘉 由紀

(設立時の役員)

第35条 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、以下のとおりとする。

設立時理事 小山 憲一

設立時理事 横田 弘美

設立時理事 森 重子

設立時理事 小川 伸城

設立時代表理事 小山 憲一

設立時監事 岩切 さよ子



(設立時の主たる事務所の所在場所)

第36条 当法人の設立時の主たる事務所の所在場所は、以下のとおりとする。  
大阪市西成区津守三丁目5番47号

(法令の準拠)

第37条 この定款に定めのない事項については、すべて一般法人法その他の法令に従う。

現行定款に相違ありません。

令和 6年 5月 22日

代表理事 横田 弘美

